

JELA ディアコニア奨学金
2021年度 募集要項

1. 奨学金の概要

- (1) 給付年額：最高120万円（または外貨相当額） ※返済不要（下記「奨学金の廃止」の場合を除く）
- (2) 給付期間：2021年度（1月～12月）から最長4年間
- (3) 給付方法：原則として、学費等の一部または全部として教育機関に直接支払う。
- (4) 給付時期：原則として学期ごとに支払う。
- (5) 給付者：一般社団法人 日本福音ルーテル社団（以下「JELA」という。）

2. 奨学生の資格

次の各項のいずれかに該当し、かつ就学・研修に要する費用の支払い能力が不十分である者。

- (1) キリスト者としての成長を目的とし、国内外の研修・大学・専門学校（以下「大学等」という。）において学ぶ者。
- (2) 社会と人々に仕えることを目的とし、大学等において学ぶ者。
- (3) 国際社会への貢献を目的とし、大学等において学ぶ者。

3. 募集概要

- (1) 募集スケジュール（予定）
応募書類提出締切：**2020年11月30日（月）** ※消印有効
書類審査・面接：2020年12月上旬（面接は書類審査通過者のみ）
採否通知：2020年12月中旬
- (2) 募集人数：2～3名程度

4. 応募方法

所定の「奨学金受給申請書」に必要事項を記入し、次の A. または B. のいずれかの書類一式とともに JELA 事務局に提出してください。

A. 進学先・研修先が決定している者

- ① 目的の大学等の受け入れを証明するもの（合格通知等）
- ② 学費や国外研修時渡航費等、1年間に要する費用を証明する書類
- ③ 最終学歴時の成績証明書
- ④ 推薦状
- ⑤ 信仰経歴を記したもの（キリスト者の場合）

B. 受験前等の理由により進学先・研修先が未確定の者

- ① 最終学期の成績表
- ② 推薦状
- ③ 信仰経歴を記したもの（キリスト者の場合）

5. 応募書類送付先

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-26 日本福音ルーテル社団 奨学金係

6. 選考

応募書類の審査および面接の結果をもって、JELA 奨学金委員会により選考を行います。
なお給付金額および時期は、奨学金委員会が決定します。

7. 採用者の手続き

(1) 入学証明書類の提出

目的の大学等に入学後すみやかに、実際に入学したことを証明する書類（学生証の写し等）を JELA に提出してください。

(2) 支払情報の通知

大学等への学納金の支払方法・期限を JELA に通知し、納入に必要な書類（振込用紙等）があればそれも提出してください。

8. 奨学生の義務

(1) 各学期の学業成績が奨学生に通知されたら、すみやかにその成績表の写しを本法人に提出し、また本法人に対して学業や生活の近況について、原則として対面で報告すること。

(2) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、本法人に直ちに届け出ること。

- ① 休学、復学、転学、留年、または退学したとき。
- ② 停学その他の処分を受けたとき。
- ③ 氏名、住所等を変更したとき。

9. 奨学金の停止・再開

奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止します。ただし復学等により学業を再開し、奨学生が願い出たときは、奨学金の給付を再開することがあります。

10. 奨学金の廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、JELA 奨学金委員会の意見を徴して奨学金の給付を廃止します。

- (1) 目的の大学等に入学しなかった場合。
- (2) 学業成績を理由に留年したとき。
- (3) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 本法人が定める書類等を期日までに提出しないとき。
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

(9) その他本要項2. に定める奨学生としての資格を失ったとき。

なお奨学金が廃止された場合は、JELA が奨学生に対して給付した奨学金の返還を請求することができません。

1 1. 個人情報の取り扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学金事業個人情報保護方針 (<http://www.jela.or.jp/scholarships/privacy-policy/>) に従い、適正に利用・管理・保護されます。